

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が行った行政文書部分開示決定は妥当であると判断する。

第2 諮問事案の概要

1 審査請求人からの情報公開請求

平成28年5月24日、審査請求人から、菊池市情報公開条例（平成17年条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、「5/11開催市営住宅入居抽選に係る各対象者の罹災証明書の受理日及び被害の程度等、入居団地名受理の方法」という表題の行政文書の開示請求があった。

2 実施機関の開示決定

上記開示請求を受けて、実施機関は、平成28年6月10日付け菊都第298号により、「氏名、住所、連絡先」については条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由として、また「罹災証明書の受理日、受理の方法」については対象となる文書が存在しないことを理由として、当該部分を不開示とし、行政文書部分開示決定を行い（以下「本件処分」という。）、審査請求人に通知した。

3 実施機関の開示決定に対する審査請求人の審査請求

平成28年7月12日、審査請求人は、「不開示決定をした部分以外が不開示（黒塗り）になっている。」ことを理由として、この部分の開示を求めて実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

不開示決定をした部分以外の不開示部分を開示すること。

2 審査請求の理由

不開示決定をした部分以外が不開示（黒塗り）になっている。

第4 実施機関の主張

本件に関する審査請求は、開示請求に対する実施機関の部分開示決定処分に対し不開示決定をした部分以外が不開示（黒塗り）になっているとして審査請求がなされたものであるが、不開示決定（黒塗り）をした部分は、部分開示決定通知書に記載のとおり、「市営住宅入居抽選対象者名簿（5/11）抽選結果表（以下「抽選結果表」という。）」の氏名欄記載の氏名、住所欄記載の住所、連絡先欄記載の連絡先

及び入居欄記載の団地の棟番号と部屋番号である。審査請求人が審査請求において開示を求めている部分は、入居欄に記載の団地の棟番号と部屋番号に該当する。これについて、実施機関は、この部分が住居の一部に該当するとして、条例第7条第2号本文に該当し、及びただし書きに該当しないことを理由として当該部分を不開示とした。

第5 審査会の判断

- 1 審査請求人の審査請求の趣旨は、前記第3に記載の通り、実施機関がした本件処分のうち、不開示決定をした部分以外が不開示（黒塗り）とされていたことから、当該黒塗り部分の開示を求めるというものである。
したがって、審査請求の対象となるのは、当該黒塗り部分を不開示とした実施機関の処分が妥当であるかどうかであるので、以下、この点について検討する。
- 2 審査請求人の行政文書開示請求書及び行政文書部分開示決定通知書によれば、審査請求人が開示請求した行政文書は、「5月11日開催市営住宅入居抽選に係る各対象者の罹災証明書の受理日及び被害の程度等、入居団地名、受理の方法」と表示された行政文書（以下、「開示請求に係る行政文書」という。）である。
- 3 実施機関は、審査請求人の開示請求に係る行政文書として、「5月11日市営住宅入居者抽選対象者名簿」のうち氏名欄記載の氏名、住所欄記載の住所及び連絡先欄記載の連絡先電話番号、及び「市営住宅抽選対象者名簿（5／11）抽選結果」と題する一覧表のうち氏名欄記載の氏名、住所欄記載の住所及び入居欄記載の団地の棟番号と部屋番号が菊池市情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当するものとして、これらの部分を黒塗りして、これを審査請求人に開示した。
- 4 ところで、実施機関が一部不開示とした部分のうち審査請求の対象である不開示決定をした部分以外の黒塗り部分は、「市営住宅抽選対象者名簿（5／11）抽選結果」と表示された一覧表の入居欄記載の団地の棟番号と部屋番号であり、この入居欄記載の団地の棟番号と部屋番号が市営住宅抽選対象者が将来入居することが予想される団地の棟番号と部屋番号として市営住宅の入居予定者の住所の一部を構成することは明らかである。すなわち、入居欄記載の団地の棟番号と部屋番号は、菊池市情報公開条例第7条第2号の本文に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、且つ公開が要求される例外事由にも該当しないことは明らかである。

5 それゆえ、審査対象となった行政文書の部分を不開示とした実施機関の本案処分は妥当である。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過 等
平成29年2月1日	第1回審査会	第一回審議・実施機関の意見聴取